

Kyomation Care 研究会 倫理規定

(名称)

第1条 本委員会は、「Kyomation Care 研究会 倫理委員会（以下「倫理委員会」といいます）」と称します。

(目的)

第2条 この規定は、Kyomation Care 研究会大会等（以下「研究会大会等」という）における、KyomationCare 及び認知症介護の質の向上を目的とした会員の研究発表が、倫理規定に基づいて、適正に行われることを目的とする。

(委員)

第3条 本倫理委員会運営のために、3名以上5名以内の数で委員を置きます。委員の任期は2年とし、役員は再任できるものとします。

2. 本条第1項で規定する委員により、本研究会倫理委員会を構成します。

3. 委員のうち、1名を委員長とします。委員長は、倫理委員会の決議によって委員の中から選定します。

(業務内容)

第4条 倫理委員会は、以下の各号に定める業務を行うものとします。

(1) 本規定の改廃に関する審議

倫理委員会は、倫理委員会運営上必要と認められる場合、本規定に所要の変更を行うことができるものとし、変更内容を速やかに明示します。

2. 会員は、倫理委員会運営に関して本規定に定めのない場合については、委員長が内容を決定し、会員はそれを了承するものとします。

3. 規定変更に関してはホームページで明示し、会員は規約変更が明示された時点で確認すると共に承諾したとみなします。

(2) 倫理遵守に関する助言

研究会大会の運営委員会に本委員会から1名以上が参加し助言するものとする。

(3) 倫理違反に関する審議

研究会大会における研究発表等において、倫理規定に反する行為があった場合、または、ある疑いがある場合に、倫理委員会で審議を行う。また、会議が行われた場合は、いかなる審議結果に関わらず会長に報告しなければならない。

(倫理委員会の運営)

第5条 本委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。本委員会の会議は、定数の過半数の出席で成立します。

(2) 本委員会は、出席委員の過半数の賛成により決議を行う。

(2012年4月1日改定) 以下、余白

1. 適用範囲

本倫理規定は、Kyomation Care の実践及び Kyomation Care の向上を目的としたすべての研究活動について適用されるものです。

2、研究発表

研究発表には以下のような倫理的事項が適用されます。会員は本倫理規定を遵守する必要があります。

①引用

研究発表において、他者の研究成果や著作などの記述及び写真等を使用する場合には、原著者名および発表年を明記し、その部分が引用であることを明らかにしなければなりません。

引用を行う場合は、原典を確認する。その際に引用許可が必要な場合には、発表者が個々に原著者からの許諾を得る必要があります。

②盗用・剽窃

引用を明記せずに他者の研究成果等をそのまま、もしくは一部のみ変更して自分の研究発表等に使用した場合、盗作もしくは剽窃と見なされる可能性があります。

③データ捏造

データの捏造及び部分的な改ざんをすることは、厳に禁じなければならない。

3、研究における倫理的配慮

①対象者の同意

研究の対象とする人には、事前に本人またはその代理人に、説明を行い、同意を得る必要があります。研究への参加は本人またはその代理人の意志に基づいて行われるものであり、同意を得る際には、同意をしないか自由であること及び同意後であっても取り消しができることを説明し参加の強制をしてはならない。

②対象者の安全性の確保

研究の対象となる人に、苦痛や負担をかけるような行為があってはならない。また研究により対象

となる人に危険が生じると予想された場合には、研究を中止しなければならない。

③対象者の個人情報への配慮

研究発表の際には、対象者を特定できるような情報を公表する場合には配慮をしなければならない。研究発表においてどうしても必要な情報については、本人または代理人に書面で承諾を受けなければならない。また、承諾を受けている場合は、発表時にその旨を明示する。

③責任者の承諾

研究データを取得するにあたって、対象者が利用しているサービスの責任者に許諾を得なければならない。

④秘密保持

取得したデータは、研究の目的以外で使用しない。また第三者への開示・漏えいが起きないように、研究者はデータの保管に細心の注意を払う必要がある。

4、その他会員の遵守事項

①差別用語の禁止

論文、研究発表等において、差別的表現とされる用語や社会的に不適切と考えられる用語を用いないこと。

②研究発表参加への姿勢

投稿論文、研究会における発表、査読などにおいては、会員の人格の尊厳を損なうような批判を行わないこと。